

◎街区基準点の使用や街区基準点付近における工事等を

施工する場合の届出書等について

1 街区基準点を使用しようとする場合

街区基準点を使用しようとする場合は、あらかじめ「街区基準点使用承認申請書」(様式第1号)により申請し、その承認を受けてください。

また、使用後に「街区基準点使用報告書」(様式第3号)により使用結果を報告してください。

2 街区基準点付近で工事を施工する場合

街区基準点付近で次の(1)～(3)の工事を施工する場合は、あらかじめ「街区基準点付近における工事施工届出書」(様式第4号)を提出し、街区基準点の保全に必要な措置を行ってください。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車両及び重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為

(3) その他街区基準点の効用に支障を来たすおそれがあると市長が認める工事等

また、街区基準点付近での工事が完了したときは、速やかに「街区基準点付近における工事完了届出書」(第5号様式)を提出し、その検査を受けてください。

3 街区基準点を一時撤去又は移転する場合

工事施工者(土地所有者を除く。)は、街区基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、「街区基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第6号)により申請し、その承認を受けてください。

また、街区基準点を一時撤去又は移転する工事が完了したときは、速やかに「街区基準点設置工事完了届出書」(様式第9号)を提出し、その検査を受けてください。

なお、様式第6号様式を提出する場合は、様式第4号を省略することができます。